

令和元年 5 月 1 日

一般社団法人なかふらの観光協会

## 【ラベンダーの切り花及びドライフラワーを 日本国外へ持ち出す皆様へ】

日本から諸外国に植物等を輸出する場合は、輸出相手国が定める輸入に関する植物検疫条件に従う必要があります。日本の植物防疫所は、相手国の検疫条件に従い必要な「輸出時検査」と「植物検疫証明書」の発行対応を行っております。

本表の検疫条件表は、横浜植物防疫所札幌支所新千歳空港出張所から入手した情報を元に作成されております（平成 31 年 3 月現在）。しかし、諸外国の検疫規則は変更される恐れがあり、実際の実施内容と異なる事例も見受けられる為、以下に記載のある検疫条件表は目安としてご利用頂き、相手国の植物検疫機関または在日大使館にお問合せ頂くことをお勧めします。

【検疫条件とその概要】植物を相手国に輸入する際には、（輸入禁止の場合を除いて）以下のような検疫を行うことが条件となります。（例：マレーシアは ABC 全ての工程を行う必要があります）

- (A) 事前に相手国で輸入許可証を申請し取得する。（日本の輸出検査はこの輸入許可証に沿う形となる）
- (B) 日本の輸出検査を受け、植物検疫証明書を発行してもらう。その証明書を添付して相手国で輸入検査を受ける。
- (C) 輸出検査必要なし、そのまま持ち出して構わないが相手国で輸入検査を受ける。
- (D) 輸入禁止の場合。

### 【消費用切り花（生花）及びドライフラワーの諸外国検疫条件表（携行手荷物）】

国や地域名	(A) 事前に自国で 輸入許可証取得	(B) 日本出国時輸出検査 &植物検疫証明書添付	(C) 自国に入国時 輸入検査（必須）
大韓民国			○
香港			○
シンガポール			○
タイ		○	○
中華人民共和国		○	○
インドネシア		○	○
ベトナム		○	○
中華民国（台湾）		○*1	○
マレーシア	○	○	○
フィリピン		○	○
オーストラリア*2	?*2	?*2	○

\*1：生花については 24 時間を要する検査が必要。

\*2：検疫条件不明または未設定のため、直接各国の植物検疫機関に確認が必要。

#### 【参考情報】

植物防疫所 HP（輸出関連情報）：<http://www.maff.go.jp/pps/j/search/detail.html#yusyutu>

